

一関地区広域行政組合特別職の職員の給与に関する条例

平成18年4月1日

一関地区広域行政組合条例第15号

改正 平成18年6月6日 条例第34号

平成19年3月30日 条例第5号

平成20年9月2日 条例第3号

平成24年3月23日 条例第2号

平成27年4月1日 条例第3号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第203条の2第4項の規定により、次に掲げる地方公務員（以下「特別職の職員」という。）の受ける給与に関し必要な事項を定めるものとする。

(1) 管理者及び副管理者

(2) 監査委員

(3) その他地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第3項第2号及び第3号に定める職員

(給与の種類)

第2条 特別職の職員の受ける給与は、別に条例で定めるもののほか、報酬とする。

(報酬の額)

第3条 第1条第2号及び第3号に規定する特別職の職員の報酬の額は、別表に定めるとおりとする。

2 第1条第1号に規定する特別職の職員に対する報酬は、支給しない。

(報酬の支給方法)

第4条 報酬の支給方法については、一関市特別職の職員の給与に関する条例（平成17年一関市条例第35号）の例による。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 平成18年4月1日（以下「新組合設置の日」という。）の前日において解散前の東磐環境組合、東磐広域行政組合、一関地方衛生組合又は一関地方広域連合（以下「解散組

合等」という。)の特別職の職員であった者で、新組合設置の日前においてこの条例の規定に相当する解散組合等の規程によりなされた特別職の職員の給与については、なお従前の例による。

附 則 (平成18年6月6日条例第34号)

この条例は、公布の日から施行し、平成18年度に支給する報酬から適用する。

附 則 (平成19年3月30日条例第5号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例施行の際現に在職する収入役は、その任期中に限り、なお従前の例による。この場合において、この条例による改正後の第1条第1号の規定は適用せず、この条例による改正前の第1条の規定は、なおその効力を有する。

附 則 (平成20年9月2日条例第3号)

この条例は、公布の日から施行し、平成20年9月1日から適用する。

附 則 (平成24年3月23日条例第2号)

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

附 則 (平成27年3月24日条例第3号)

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

公 職 名		報 酬
監査委員	識見を有する者から選出された者	年額 30,000円
	議員から選出された者	年額 20,000円
前項までに定める者以外の 地方公務員法第3条第3項 第2号及び第3号に定める 職員	職務の内容に基づき右に定 める額の範囲	月額により支給する者にあ っては190,000円以内 日額により支給する者にあ っては25,000円以内

備考 月額報酬を支給する特別職の職員のうち、勤務時間の定めのある者に対して、月額1万7,600円の範囲内で通勤割増報酬を支給することができる。